

佐賀県告示第 470 号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 3 条第 1 項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第 4 項の規定により次のとおり告示する。

平成 30 年 12 月 7 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 路線名 主要地方道小城牛津線（都市計画道路 3・4・1 小城駅千葉公園線（3 工区））
- 2 区間 小城市小城町字東小路 156 番 5 地先から小城市小城町字新小路 289 番 4 地先まで（上下線）